

車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令 の全部を改正する省令案について

1. 背景

道路舗装の構造については、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 23 条第 2 項に基づき、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号）で定める基準に適合することとしている。

今般、社会資本整備審議会の道路分科会に属する道路技術小委員会において、新技術の普及促進を通じた道路舗装の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減等を実現するため、基準の見直しを行う必要があるとの見解が示された。

これを踏まえ、道路舗装に求められる性能を見直し、道路舗装の性能に関する指標について、新技術・新工法の導入促進に資する指標に改める必要がある。また、指標を定めるに当たっては、適切かつ効率的な道路の維持・修繕の実施のため、舗装のライフサイクルコスト（ある施設の建設、維持管理及び更新・廃止に要する費用を合計したもの。）を考慮したものとする必要がある。

2. 概要

車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令を全部改正し、以下の内容を定める。

車道及び側帯の舗装は、新設又は改築を行ってから①及び②の性能を確保するために維持・修繕を行う必要があると認められる状態に達するまでの期間として設計上想定される期間（性能保持想定期間）について国土交通大臣が定める基準等に適合するものとする。

①路床及び床版等（以下「路床等」という。）と一体となって自動車の輪荷重を十分に支持するに足りるものとして、次に掲げる性能を有するもの。

- i) 自動車の輪荷重を十分に分散させて路床等に伝えるもの。
- ii) 舗装内部への雨水その他の地表水（以下「雨水等」という。）の浸入が最小限度となるもの。
- iii) 路床等への雨水等の浸入が最小限度となるもの。

②舗装路面について、次に掲げる性能を有するもの。

- i) 自動車が車道等に沿って通行する場合に安定した走行を確保できるもの。
- ii) 自動車が進路の変更をする場合に安定した走行を確保できるもの。
- iii) 舗装路面の排水を速やかに行うことができるもの。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 8 月下旬

施 行：令和 9 年 4 月 1 日（木）